

令和4年6月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 4 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和 4 年 6 月 1 5 日 (水) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	2 番 鈴木 喜義 君	3 番 中元 茂雄 君
	4 番 下土井 進 君	5 番 榎本 正男 君
	6 番 岩政 幸人 君	7 番 寺西 久美子 君
	8 番 原田 淳一 君	9 番 吉弘 功 君
	1 0 番 大崎 正男 君	1 1 番 勝本 澄人 君
	1 2 番 齋藤 貴之 君	1 3 番 宮本 三雄 君

4 欠席委員 1 番 岡本 幸子 君

5 説明のため出席した者

事 務 局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|-------------|---|
| 議案第 1 1 5 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 1 6 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 1 7 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 1 1 8 号 | 農用地利用計画の一部変更について |

第24回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君 それでは、ただ今より第24回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、今日は岡本委員が欠席ですので、13名中12名で定足数には達しておりますので、総会は成立しております。
- 議長 宮本君 会議録署名委員を指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により議長において、岡本委員が欠席なので勝本委員と鈴木委員にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。
- 議長 宮本君 ただいまより議事に入ります。
議案第115号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。
- 局長 下前君 議案第115号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人（田 2, 767㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年6月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。
- 次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積2, 767㎡です。
利用状況は休耕です。権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、渡人の要望により譲り受けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約1kmの距離にある、●●から南へ20mの距離に位置する農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番については、●●委員の意見を求めます。

●番 ●●君

ただ今事務局の説明のあったとおり、受人の方のみかん園がすぐ近くにあって、その隣接地ということで、現状受人の方が草を刈ったりと管理をされているような形になっています。周りに及ぼす影響は何らないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番 議案第115号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第115号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第116号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第116号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外3名(田 3, 917㎡ 畑 328㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年6月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積120㎡です。
権利の種類は、使用貸借権の設定です。
借人は、申請地に隣接する宅地に自己用住宅を建築して、併せて申請地を貸人である実父より使用貸借し、進入路及び駐車場を建設するものです。
貸人は、借人の要望に応じて貸し付けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ400mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積120㎡です。

受人は、●●に在住する病院勤務者で、申請地を購入し自己用住宅を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ670mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,185㎡ 外2筆 合計 田 2,282㎡ 畑 208㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積629.99㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1.1kmの距離にある、●●から南へ80mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,627㎡の内 1,515㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積562.97㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約1.1kmの距離にある、●●から南へ70mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員。

●番 ●●君

●●の●●に面した土地で、住宅の進入路と駐車場を建設するということですので、現地確認しましたが、別段問題はないという判断をいたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番について、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番から4番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号2番の件ですが、これ、●●に沿った農地でございまして、隣が宅地のへりにある農地で、新しく住宅を建てる時に現況の宅地とこの田んぼである農地と一体に利用して住宅を建てていくという計画のようで、特に問題はないというふうに判断しております。3番と4番、一連なんですけど、毎月出ていた●●の後ろ側の場所です。もう最後、無いよというような話でしたが、この二か所は●●という●●があるんですけど、そこの両サイドになって、当初やらないような予定でしたが、●●も移転をして、そこは利用はしないようなんですけど、移転ができるような状況になったということでパネルの設置をするということです。特に問題はないというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長 宮本君

2番から4番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、整理番号1番から4番 議案第116号について

は、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第１１６号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第１１７号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規程によって、議事参与が制限されますので、●●委員は議事に参与しないこととします。
では、事務局の説明をお願いします。

局長 下前君 議案第１１７号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、この会の意見を求めます。
令和４年６月１５日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積一覧表をご覧ください。
市長より、令和４年６月１５日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。１件、３筆、５，４１１㎡の新規の利用権の設定でございます。
以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。
以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で補足説明を終わります。
議案第１１７号についてご審議をお願いします。
質疑は何かございますでしょうか。
（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了して、議案第１１７号について、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
（全員異議なく挙手）
全員挙手と認めます。
よって、議案第１１７号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第１１８号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第 1 1 8 号 農用地利用計画の一部変更について（除外）
農業振興地域の整備に関する法律施行令第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和 4 年 6 月 1 5 日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄。
調書につきましては、松村次長が説明します。

次長 松村君
（除外－ 1 番）

農用地利用計画の変更に係る調書に基づきましてご説明申し上げます。
1 番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 2, 1 9 7 m²の内 1 5 4 m²です。
除外後の用途は、個人住宅（非農家）です。
除外理由は、申請人の息子宅の敷地を拡張し申請人の個人住宅を建設するもので、周辺農地へ及ぼす影響もないので支障がないと認められます。
なお、今回の農振除外申請の申請人は、その後提出予定である、農地転用申請の申請人となる、土地所有者の父親ですが、農振除外申請の申請人と農地転用申請の申請人と同一である必要性は法律上無いということは、県に確認済みでございます。
ですので、次回以降、農地転用の申請が出る時の申請人は、今回と異なりますが、これはもう問題はないということは確認しております。
申請地は、位置図の除外 1 に示していますが、●●から北西に 3 8 0 m の距離にある、●●に沿った農地です。

次長 松村君
（除外－ 2 番）

続きまして、2 番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1, 2 7 3 m²の内 4 m²です。
除外後の用途は、携帯電話無線基地局です。
除外理由は、申請地周辺の通話可能エリアを拡張するため、申請地以外に適当な場所はなく、周辺農地へ及ぼす影響もないので、支障がないと認められます。
申請地は、位置図の除外 2 に示していますが、●●から北に 1 . 7 k m の距離にある、●●から北へ 1 0 m に位置する農地です。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 ただ今、詳しく事務局の方から説明がございましたが、息子さんの隣に東側へ小さい住宅を建てられるので、周りの土地の、農地の端っこになるので何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君 1番につきまして他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 2番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 ただ今事務局より説明があったとおりでございます。場所は●●のすぐ中腹ぐらいの位置になります。手前に●●があるんですが、あそこにも同じように楽天モバイルの携帯の鉄塔が立っておりますんで、その関係だと思います。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 宮本君 2番について、他に質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、1番から2番 議案第118号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第118号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前9時21分)